

倉吉市上下水道局告示第21号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定による給水装置工事の事業を廃止する旨の届出があったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和3年9月7日

倉吉市長 石田 耕太郎

給水装置工事の事業を廃止する者

- (1) 指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第80号
所在地 鳥取県米子市富益町677番地
名称 有限会社 花井設備
代表者 代表取締役 花井 康伸
廃止日 令和3年8月24日
- (2) 指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第79号
所在地 鳥取県倉吉市関金町郡家721番地1
名称 株式会社 アオキ建設
代表者 代表取締役 青木 邦男
廃止日 令和3年8月26日
- (3) 指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第78号
所在地 鳥取県倉吉市三江168番地
名称 東伯建設 株式会社
代表者 代表取締役 山脇 優
廃止日 令和3年8月26日